期日前投票は、10 月 20 日（水）～ 30 日（土）

投票日に仕事や冠婚葬祭などで投票できない場合や、新型コロナウイルス感染症対策として事前に投票をしたい方は、期日前投票を利用できます。

時間　8:30 ～ 20:00
※取手駅前窓口隣は 10:00 ～ 20:00

投票所　以下のどの投票所でも投票できます
①市役所新庁舎３階
②藤代庁舎１階
③取手駅前窓口隣（リボンとりで３階）※右地図参照

◎取手駅前窓口隣で投票する方は、取手西口駐車場を利用できます。
１時間無料駐車券をお渡しします。投票所の係員に申し出てください。

※最高裁判所裁判官国民審査の告示前４日以内に、新たに審査対象となる裁判官が任命されるなどした場合は、最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票期間は10月24日(日)から30日(土)までです。

期日前投票をご利用の方は事前に宣誓書の記入を

期日前投票をご利用の方は、ご自身の投票所入場整理券裏面にある宣誓書に、必要事項をあらかじめ記入しておくと、スムーズに投票することができます。

新型コロナウイルス感染症対策として期日前投票所に行く方は、宣誓書では６番の事由に該当します。

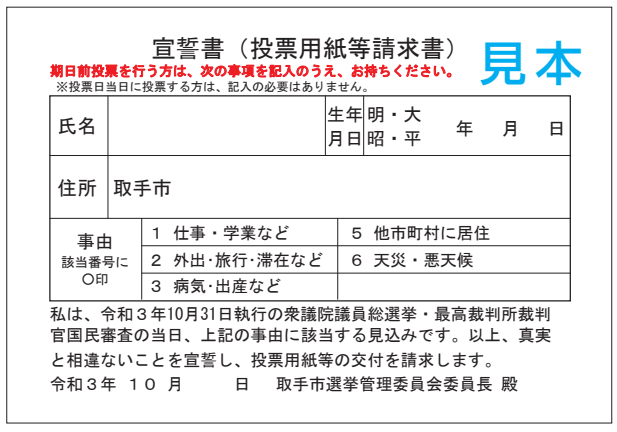

宣誓書（投票用紙等請求書）　見本

期日前投票を行う方は、次の事項を記入のうえ、お持ちください。
※投票日当日に投票する方は、記入の必要はありません。

氏名		生年月日	明・大 昭・平　年　月　日
住所	取手市		
事由 該当番号に○印	１ 仕事・学業など	５ 他市町村に居住	
	２ 外出･旅行･滞在など	６ 天災・悪天候	
	３ 病気･出産など		

私は、令和３年10月31日執行の衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査の当日、上記の事由に該当する見込みです。以上、真実と相違ないことを宣誓し、投票用紙等の交付を請求します。
令和３年　１０　月　　日　取手市選挙管理委員会委員長 殿

◆期日前投票　混雑状況（平成 29 年 衆議院議員総選挙）

期日前投票所は選挙期日が近づくにつれ、多くの方が来場する傾向にあります。参考として、前回の衆議院議員総選挙の日別・時間別混雑状況をお伝えします。投票所の密を避けるため、早めの日程での期日前投票をご検討ください。

■投票日ごとの人数（期日前投票所１カ所当たりの平均）

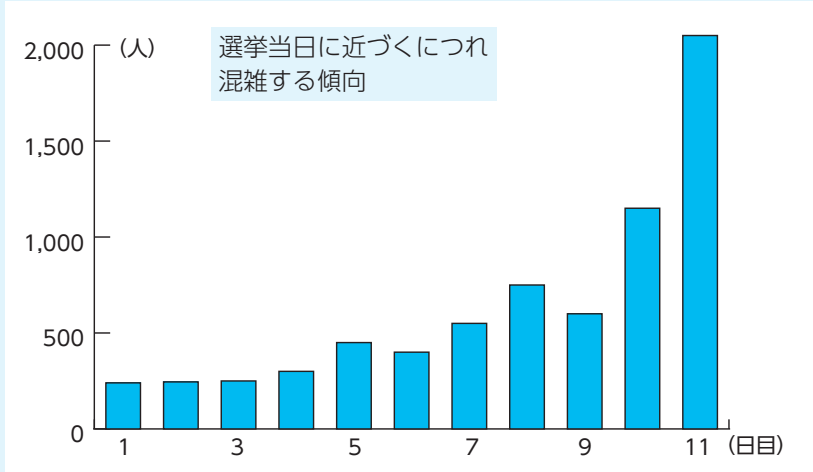

■時間ごとの人数（期日前投票所１カ所当たりの平均）

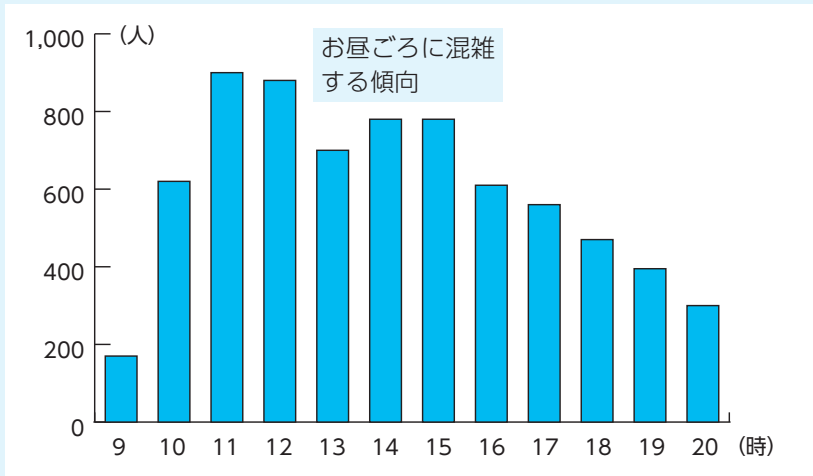

不在者投票

▶出張先・旅行先などの滞在地での不在者投票

滞在先の市区町村で不在者投票ができます。事前に市選挙管理委員会に「宣誓書・投票用紙等請求書」（市ホームページからも取得できます）を提出してください。提出後、投票用紙などを郵送で交付しますので、滞在先の市区町村の選挙管理委員会に持参し、投票してください。

▶入院・入所中の病院・老人ホームなどでの不在者投票

県が不在者投票施設に指定した施設では不在者投票ができます。病院・老人ホームなどに直接お問い合わせください。

▶郵便による不在者投票

以下の表に該当する方は、郵便による不在者投票ができます。郵便による不在者投票ができる方の中で、上肢または視覚の障害が１級と記載されている方は、市選挙管理委員会へ届け出た方（選挙権のある方）に投票の記載をさせることができます（代理記載制度）。

※郵便による投票をするためには、事前の申請が必要です。申請期限は10月27日(水)までです。お早めに市選挙管理委員会にお問い合わせください。

身体障害者手帳		介護保険の被保険者証
障害名	障害程度	
両下肢、体幹、移動機能の障害	１・２級	要介護状態区分 要介護５
心臓、腎蔵、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	１・３級	
免疫、肝臓の障害	１～３級	

特例郵便等投票

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養などをされている方で、一定の要件に該当する方は、特例郵便等投票ができます。

▶対象

「特定患者等」に該当する方で、投票用紙などの請求時に、外出自粛要請または隔離・停留の措置期間が10月20日（水）から31日（日）までの期間に1日でもかかると見込まれる方

▶申請方法

特例郵便等投票請求書を郵送で提出してください。

郵便ポストに「請求書」や「投票用紙等」を投函（とうかん）する際には、同居人、知人など（患者ではない方）に依頼してください。また、封筒をファスナー付きの透明ケースに入れるか、透明な袋などに入れテープなどで密閉してください。その際は、ケースや袋の表面を消毒してください。

▶事前申請が必要

特例郵便等投票をするためには、事前申請が必要です。

申請期限は 10 月 27 日（水）までです。お早めに市選挙管理委員会にお問い合わせください。

総務省「特例郵便等投票」のページも併せてご覧ください。